第3次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1 「第3次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)」とは

浜松市では、平成22年度に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を 策定し、『犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とし、防犯 に関する様々な取組みを行ってきました。今回の計画では、本市における近年の犯罪情勢 や地域の状況を踏まえ、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする 「第3次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定します。

2 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年11月15日(金)~令和元年12月16日(月)

3 案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館 1 階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ (https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp) に掲載 【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの 方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	市民生活課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】	- 7 4 3 0 - 8 6 5 2
(最終日の消印有効)	浜松市中区元城町103番地の2 市民生活課あて
③電子メール	simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp
4 F A X	053-452-0291 (市民生活課)

5 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和2年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6 問い合わせ先

市民部市民生活課(TEL 053-457-2231)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●意見提出様式(参考)

..... P37

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)				
	・現在の基本計画は、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期				
	間が満了するため、平成22年1月に施行した「浜松市犯罪のない安全で				
趣旨・目的	 安心なまちづくり条例」第6条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心し				
	 て暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために				
	見直しをします。				
策定(見直し)に	・現行計画は令和元年度末に計画期間が満了となるため、直近の犯罪動向				
至った背景・経緯	を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画を策定します。				
	. 近州主が原立にわた。アウクベウントで昔とナントのベモフナナベナル				
立案した際の	・浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり				
実施機関の考え方	続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穏に保たれることが市民				
及び論点	生活の基本であるとの認識に立ち、市、市民、事業者などが協力、連携し				
	て、各種の取組みを進めることとします。				
	【浜松市の犯罪の状況】				
	浜松市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件				
	でしたが、それ以降徐々に減少し、平成30年には過去最低の約4千件と				
	なりました。引き続き、市、市民、事業者、関係機関等が協力・連携して				
	取り組むことで、安全で安心して暮らすことのできる地域社会とすること				
	が必要です。				
案のポイント	【基本理念】				
(見直し事項など)	犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり				
	【基本方針】				
	1 市民自らの防犯意識を高める				
	2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる				
	3 子どもの安全の確保				
	4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる				
	5 犯罪被害者等への支援				

	【主な事業】 暴力団排除に向けた活動 市民大会の開催など住民意識の高揚 防犯力を高める教育 悪質商法の被害に遭わないための出前講座の実施 地域における防犯活動の支援 地区安全会議の設立及び活動支援 地域の安全を見守る活動の強化 はままつあんしんネットワーク 地域と一体となった子どもの見守り		
関係法令・ 上位計画など	浜松市子供安全ネットワーク推進 浜松市犯罪のない安全で安心なまち		
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和元年11月~令和元年12月 令和2年2月 令和2年4月	案の公表・意見募集 市の考え方を公表 基本計画の施行	

(第3次)

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

浜松市 令和2年4月

目次

	章 計画の策定にあたって ····································	1
	章 浜松市の犯罪の状況 (1) 刑法犯認知件数の推移 (2) 種別件数(全市) (3) 窃盗犯の内訳 (4) 行政区別件数 (5) 平成20年(10年前)との比較 (6) 特殊詐欺 (7) 人口千人あたりの刑法犯認知件数	2
第:	章 これまでの取組と今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	章 施策の体系と今後の取組 施策の体系 それぞれの役割 (1) 市の役割 (2) 市民の役割 (2) 市民の役割 (3) 事業者の役割 今後の取組 基本方針1 市民自らの防犯意識を高める (1) 防犯力を高める情報発信 (3) 防犯力を高める教育 (2) 防犯力を高める教育 (2) 防犯力を高める教育 (2) 地域における防犯活動の支援 (2) 地域における防犯活動の強化 (3) 協働による連携体制の充実 基本方針3 子どもの安全の確保 (1) 地域と一体となった環境整備 (3) お受全に配慮した環境整備 (3) 子どもの防犯力の育成 基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる (1) 犯罪の防止に配慮境整備 (2) 市民が行う防犯環境整備への支援 (3) 歓楽街等を対象とした環境改善基本方針5 犯罪被害者等への支援 (1) 犯罪被害者等人の支援 (1) 犯罪被害者等人の支援 (2) 再犯防止の推進	1 1
ì	松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	2 3
7	全・安心まちづくり推進要綱	2 6

この計画内の比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、端数処理の関係上、 比率の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

浜松市は、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、 平成22年1月に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」(以下「条例」とい う。)を制定しました。そして、この条例に基づき「浜松市犯罪のない安全で安心なまち づくり基本計画」を策定し、生活環境づくりを進めています。

本市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、平成30年には過去最低の約4千件となりました。引き続き、市、市民、事業者、関係機関等が協力・連携して取り組むことで、安全で安心して暮らすことのできる地域社会とすることが必要です。

2 基本理念

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

3 計画期間

令和2年度から令和6年度(5年間)

4 計画の位置付け

この計画は、浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく計画であり、浜 松市総合計画を上位計画とし、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合 的に推進するための方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

浜松市総合計画

浜松市犯罪のない 安全で安心なまち づくり基本計画



浜松市地域福祉計画

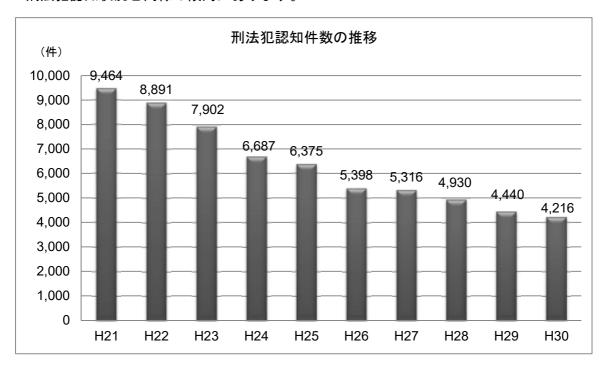
浜松市子ども・若者支援プラン はままつ友愛の高齢者プラン 浜松市人権施策推進計画 浜松市のみちづくり計画 浜松市消費者教育推進計画

など

第2章 浜松市の犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

平成30年中の刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成15年の14,228件以降、最少の4,216件となり、前年と比べて224件減少しました。これは、静岡県及び全国の刑法犯認知状況と同様の傾向にあります。



(2) 種別件数(全市)

平成30年中の刑法犯認知件数の種別内訳をみると、窃盗犯の件数が最も多く、67.4% を占めています。

風俗犯.

種別	件数(件)	割合 (%)
凶悪犯	18	0. 4
粗暴犯	376	8. 9
窃盗犯	2, 840	67. 4
知能犯	200	4. 7
風俗犯	60	1.4
その他	722	17. 1
計	4, 216	100.0



凶悪犯

18件

その他 722件 粗暴犯

376件

2,840件

「凶悪犯」殺人、強盗、放火、強制性交等

「粗暴犯」凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

「窃盗犯」進入窃盗、乗り物盗、非進入窃盗

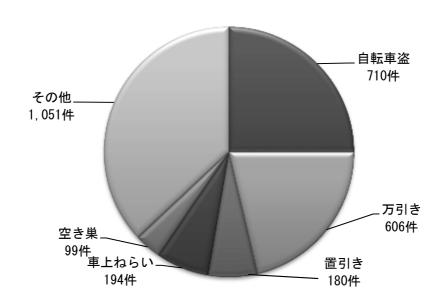
「知能犯」詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任

「風俗犯」賭博、わいせつ 「その他」上記以外の刑法犯

(3) 窃盗犯の内訳

窃盗犯の件数は年々減少していますがその内訳は自転車盗 710 件、万引き 606 件が多く、全体の 46.3%を占めており、市民の身近なところで発生する犯罪の割合が高くなっています。

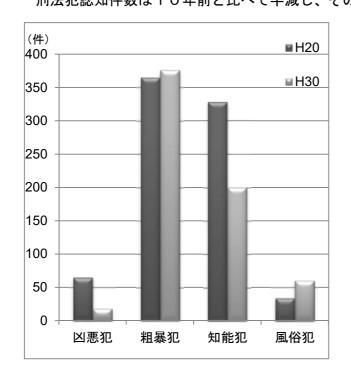
種別	自転車盗	万引き	置引き	車上ねらい	空き巣	その他	計
件数 (件)	710	606	180	194	99	1, 051	2, 840
割合 (%)	25. 0	21.3	6. 3	6.8	3. 5	37. 0	100.0

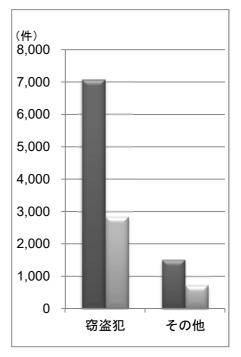


(4)行政区別件数 (単位:件)

種別	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
中区	5	171	1, 062	74	9	274	1, 595
TE	0. 3%	10. 7%	66. 6%	4. 6%	0. 6%	17. 2%	100.0%
東区	5	55	519	32	15	151	777
米区	0. 6%	7. 1%	66. 8%	4. 1%	1. 9%	19. 4%	100.0%
西区	2	36	328	17	7	74	464
	0. 4%	7. 8%	70. 7%	3. 7%	1. 5%	15. 9%	100.0%
南区	3	35	345	25	9	107	524
HIE	0. 6%	6. 7%	65. 8%	4. 8%	1. 7%	20. 4%	100.0%
北区	0	34	250	14	2	45	345
1012	0.0%	9. 9%	72. 5%	4. 1%	0. 6%	13. 0%	100.0%
浜北区	2	31	252	34	15	57	391
洪礼区	0. 5%	7. 9%	64. 5%	8. 7%	3. 8%	14. 6%	100.0%
天竜区	1	14	84	4	3	14	120
入电区	0. 8%	11. 7%	70.0%	3. 3%	2. 5%	11. 7%	100.0%
計	18	376	2, 840	200	60	722	4, 216
	0. 4%	8. 9%	67. 4%	4. 7%	1. 4%	17. 1%	100.0%

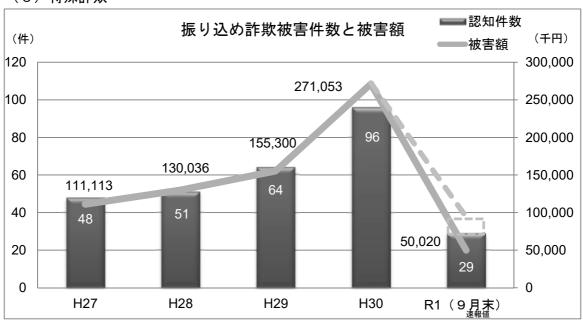
(5) 平成20年(10年前)との比較 刑法犯認知件数は10年前と比べて半減し、その中でも窃盗犯が特に減少しています。





種別	凶悪犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	窃盗犯	その他	計
H30	18	376	200	60	2, 840	722	4, 216
пои	(0.4%)	(8.9%)	(4. 7%)	(1.4%)	(67. 4%)	(17. 1%)	(100.0%)
H20	64	365	328	34	7, 065	1, 504	9, 360
ПZU	(0.7%)	(3.9%)	(3.5%)	(0.4%)	(75. 5%)	(16. 1%)	(100.0%)
差	△46	11	△128	26	△4, 225	△782	△5, 144

(6)特殊詐欺



平成30年 浜松市内の特殊詐欺の被害状況

	手口	被害件数	被害額(千円)
振り	り込め詐欺	96	271, 053
	オレオレ詐欺	69	168, 322
	架空請求詐欺	22	89, 264
	融資保証金詐欺	3	11, 473
	還付金等詐欺	2	1, 994
振り	り込め詐欺以外の特殊詐欺	2	3, 070
	未公開株、社債等の有価証券購入、外国通貨取引	1	3, 000
	異性との交際あっせん	1	70
	ギャンブル必勝情報提供	0	0
	その他の名目	0	0

オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を預貯金口座(以下「口座」という。)に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺(同種の手段・方法による恐喝を含む。)事件をいう。

架空請求詐欺

郵便、インターネット、メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺(同種の手段・方法による恐喝を含む。)事件をいう。

融資保証金詐欺

実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等の名目により現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件をいう。

還付金等詐欺

市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機(ATM)を操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺事件をいう。

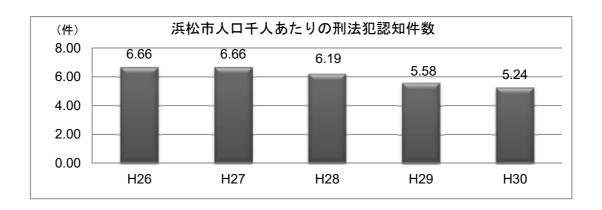
特殊詐欺のうち、「振込型」の手口は金融機関のATMでの対策など総合的な取り組みが進んだことにより減少傾向にあります。

しかし近年では、犯人が自宅までキャッシュカードや現金を取りに来る「カード受取型」、 首都圏などの県外に現金を持参させる「持参型」といった手口に変化しており、振り込め 詐欺の手口が複雑化・巧妙化しています。

また、高齢者の世帯状況や手持ちの現金を確認した後、強盗を敢行する「アポ電強盗」が発生し、強盗殺人という凶悪犯罪にまで発展するケースが危惧されます。

(7) 人口千人あたりの刑法犯認知件数

平成30年中の浜松市の人口千人あたりの刑法犯認知件数は5.24件で20政令指定都市の中で、4番目に少ない件数です。



他の政令指定都市との比較

		1 - (100 10 177-)	人口千人あたりの
	│H30 刑法犯認知件数 │	人口(H30.12.1現在)	刑法犯認知件数
横浜市	17, 464	3, 740, 944	4. 67
川崎市	7, 590	1, 517, 784	5. 00
熊本市	3, 784	740, 038	5. 11
浜松市	4, 216	804, 931	5. 24
広島市	6, 859	1, 199, 862	5. 72
静岡市	4, 004	694, 950	5. 76
相模原市	4, 243	722, 919	5. 87
札幌市	11, 718	1, 966, 717	5. 96
新潟市	4, 968	800, 273	6. 21
岡山市	4, 542	721, 743	6. 29
仙台市	7, 370	1, 089, 380	6. 77
北九州市	6, 504	945, 219	6. 88
京都市	11, 660	1, 469, 295	7. 94
さいたま市	10, 560	1, 301, 915	8. 11
千葉市	8, 391	977, 911	8. 58
神戸市	13, 407	1, 527, 390	8. 78
堺市	7, 671	830, 946	9. 23
福岡市	14, 916	1, 582, 154	9. 43
名古屋市	22, 514	2, 322, 250	9. 69
大阪市	45, 015	2, 727, 136	16. 51

※(1)~(6)静岡県警察提供資料 (7)福岡市提供資料

第3章 これまでの取組と今後の課題

「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、地域で自主防 犯活動団体が組織されるなど、一定の成果が認められ、刑法犯認知件数は減少しています。 しかし、自転車盗や車上ねらい、空き巣など私たちの身近なところで犯罪は起こってお り、取組を継続することが重要です。

主な取組と成果

取組	内 容	成果
		暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市
		民大会を毎年12月に開催し、
見も団地吟に白	浜松市暴力団排除条例に基づ	約1,600人の市民が参加しました。
暴力団排除に向	き社会全体で暴力団の排除を	また、北区安全・安心まちづくりの集い
けた活動 	推進	及び庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少
		年健全育成総決起大会への協力を行いま
		した。
		国の消費者月間(5月)と、県の消費
京 水 分 京 ト 、) /		者被害防止月間(12月)に合わせ、県、
啓発街頭キャン	消費者被害防止キャンペーン	警察、弁護士会、司法書士会及び消費者
ペーン	などを実施	団体と連携し、浜松駅前等で街頭キャン
		ペーンを実施しました。
クルニ ゲ に	危険ドラッグの乱用根絶街頭	くすりと健康フェスタ(薬剤師会主
危険ドラッグに		催:年1回)と同時開催で、危険ドラッ
関する啓発	キャンペーンの実施	グ撲滅キャンペーンを実施しました。
中の日りの大人	二重施錠や照明設備の設置な	THYTT
身の回りの安全	ど市民自らができる防犯対策	防犯協会を中心として広報紙やメール
点検の実施促進	の広報	配信などを通じて周知しました。
		浜松市防災ホッとメールを用いて、各
		警察署の防犯協会から年間約90回の不
防犯情報配信シ	不審者等警察情報を市民へ提	審者情報や詐欺電話多発情報を配信しま
ステム	供	した。そのほかにも、各種情報配信サー
		ビスを使用し、不審者情報等を配信しま
		した。
		悪質商法等の被害にあわないよう、悪
山 北 津位	出前講座「悪質商法の被害に	質商法の手口とその対処法、クーリング
出前講座	遭わないために」の実施	オフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施
		しました。(平成30年度:46回)
『七次□ 章集习习 △	特殊詐欺防止をはじめとした	警察署や防犯協会によって年間約300回
防犯講習会	防犯講習会を実施	の防犯講習会が開催されました。

取組	内 容	成果
地区なみ入業の	地域がスカの宏人活動が主命	地域内の関係団体が協力・連携し、効
地区安全会議の設立	地域ぐるみの安全活動を支え る組織の設立及び支援	果的・効率的に防犯活動を実施しました。
<u></u> 放立	る組織の放立及の文法	(平成30年度末現在:設立数55地区)
地区安全会議意	 情報交換等を通じて、各団体	各警察署より管内の犯罪動向等、最新
地区女主云磯息 見交換会の開催	の活動を支援	の情報を提供するとともに、地域での活
元义(英云 0) 刑惟	り位割で又仮	動事例の発表を行いました。
		地元自治会、商店会等により構成され
中心市街地防犯	有楽街に設置した「まちなか	る、まちなか防犯協議会を運営主体とし
センター支援事	防犯センター」の維持管理及	たまちなか防犯センターを設置し、見守
業	び運営について支援	り活動を実施しました。(平成30年度活
		動日数:42日、 延べ人数:68人)
		犯罪や事故が発生しやすい危険な場所
		などの点検、不審者の発見及び警察への
青色回転灯装着	地域の犯罪発生を抑制するた	通報、学校周辺や通学路のパトロールを
車両による防犯	め、青色回転灯を装着した車	地域安全推進協議会や防犯協会、青少年
パトロール(通	両による防犯パトロールを実	健全育成会、市、その他の防犯ボランテ
称「青パト」)	施	ィア団体などが実施しました。(平成30
		年度:29団体、車両数427台、実施
		者数1,924人)
		公用車による青パトを実施しました。
市職員による青	市職員の青色回転灯装着公用	(平成30年度末時点:青パト実施者証
パト	車による青パトの実施	交付登録者数647人、公用車青パト登
		録車両数38台)
	 浜松市廃棄物の減量及び資源	ごみ・資源物の持ち去り行為に対して
ごみ・資源物の	化並びに適正処理等に関する	市民からの通報等に基づき、持ち去り行
持ち去り取り締	条例に基づく取り締まりを実	為が発生している場所を重点的に、パト
まり	施	ロールを実施しました。(平成30年度:
	ЛE.	通報件数26件、指導回数28回)
	 日常的なあいさつを通して	青少年健全育成会連絡協議会が地域住
ひとりひとりに		民とともに、毎年11月11日を市内統
	ている」という社会環境をつ	一の声掛け活動日として実施しました。
- · / JAI · / /	くる	(平成30年10月末時点: 実行章配布
		数94,290人)

取組	内 容	成果
	各健全育成から推薦された育	浜松駅周辺補導と地区補導を実施しま
青少年補導活動	成指導員で、少年を適切に指	した。(平成30年度:指導員数222人、
	導するとともに有害な環境の	街頭補導活動数406回、参加者数延
	排除	2, 511人)
		幼・保・小・中学校で得た不審者情報
不審者情報等の	不審者が現れた場合や凶悪な	を警察等に提供し、また、幼・保・小・
提供	事件が発生した場合の連携	中学校間で情報の共有を行いました。(平
		成30年度:60件)
	子どもが犯罪から身を守る緊	地域の家庭、事業所等の協力により、
こども110番	急避難場所の確保	子どもが危険を感じたときに駆け込む民
の家	# 2CE 110507	家、店舗、事業所等の拡充を図りました。
	# CCD #USVIN	(平成30年度:7,290戸)
		学校等への現地調査、ヒアリング等
通学路の安全対	登下校時における児童・生徒 の安全確保	を通じて通学路の危険箇所等の合同点
策		検と必要な整備を行いました。
		(平成30年度:92件)
	有害情報や深夜営業店など社 会環境の実態調査	コンビニエンスストアやカラオケ店、
九人喂应安能部		ゲームセンターや漫画喫茶等、市内の店
		舗を訪問し、有害図書等への販売禁止表
査		示の有無や区分陳列状況の確認を行いま
		した。(平成30年度:604店舗)
		毎年、ほぼすべての小・中学校におい
	子ども自身が危険に遭遇した	て、合計約260回の防犯教室を開催し、
防犯教室の開催 	場合の対処方法の習熟を図る	子供たちの防犯意識の高揚を図りまし
		た。
「スクールガー	数気のD炊きった。まず	すべての小学校にスクールガード・リ
ド・リーダー」の	警察OB等をスクールガー	ーダーを配置し、防犯体制の整備を行い
小学校への配置	ド・リーダーとして委嘱	ました。
7十以口 1ヶ本7 中 1 →	地二尺尺烷光型每1.1.2.2	地域住民の意見を反映し、安全・安心
防犯に配慮した	地元住民等を対象としたワークショップを開催	に配慮した公園設計を行いました。
		(平成30年度:5公園)
VERA P	ᄼᅖᆉᄪᄪᄰᄼᄫᄝᄜᄳ	地域からの要望により、公園周辺住民
	公園内照明灯の点灯時間制限	の生活環境を守るため、公園利用者が夜
生活環境の確保	を実施	遅くまで騒ぐことの抑制を図りました。

取組	内 容	成果
狭い道路の拡幅 整備事業	見通しのいい生活環境の確保 のための道路拡幅整備工事	道路後退用地の寄附に伴う、門、生垣、 塀等の撤去、あるいは擁壁等の移設費用 の一部助成を行いました。 (平成30年度道路拡幅整備工事:111件、 2,112m)
放置自転車等防 止事業	中心市街地の公共空間の良好 な環境確保	悪質な放置自転車等を撤去回収しました。(平成30年度:887台)
駐輪場維持管理 事業	防犯カメラの設置による自転 車盗難防止	ザザシティ浜松前及び第一通りに防犯 カメラを設置しました。また記録保存の ためのレコーダーを更新しました。
防犯灯設置維持管理費助成事業	防犯灯整備により夜間の明る さを確保し犯罪の防止を図る	自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業に補助を行いました。 (平成30年度:設置事業964灯、 維持管理事業69,882灯)
商店街施設整備事業	商店街美化、地域の安全・安 心の確保	商店街に防犯カメラの設置及び街路灯 を設置する費用の補助を行いました。 (平成30年度:防犯カメラ13台)
犯罪被害者等支 援総合相談窓口	「犯罪被害者等支援総合相談 窓口」をくらしのセンター内 に設置	犯罪被害者及び家族等へ助言や情報提 供を行いました。
犯罪被害者等支 援の啓発	犯罪被害者等の置かれている 状況や平穏な生活への配慮に ついて市民へ啓発	犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)等において、ポスターの掲示やチラシの配布などの啓発活動を実施しました。

第4章 施策の体系と今後の取組

1 施策の体系

基本

理念

ХΠ
监
罪
-
U
のない誰も
1 \
υ,
誰
7
Ţ
が
立
又
全
一
7
安
<u></u>
心し
L
_
<u>.</u>
暮
Ξ
り
せ
Ī
ج)
ま
Ł
J
つ
1
り

基本方針

基本方針1

市民自らの防犯意識を 高める

(1) 防犯意識を高める広報啓発

取組

- (2) 防犯力を高める情報発信
- (3) 防犯力を高める教育

基本方針2

地域が協働して安全で 安心なまちをつくる

- (1) 地域における防犯活動の支援
- (2)地域の安全を見守る活動の強化
- (3) 協働による連携体制の充実

基本方針3

子どもの安全の確保

- (1)地域と一体となった子どもの見守り
- (2) 子どもの安全に配慮した環境整備
- (3)子どもの防犯力の育成

基本方針4

犯罪の起きにくい地域 環境をつくる

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備
- (2) 市民が行う防犯環境整備への支援
- (3) 歓楽街等を対象とした環境改善

基本方針5

犯罪被害者等への支援

- (1) 犯罪被害者等への支援
- (2) 再犯防止の推進

2 それぞれの役割

(1) 市の役割

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意 識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を 図ります。

また、防犯に対する庁内の連携を強化し、総合的な施策を実施します。

(2) 市民の役割

市民一人ひとりは、様々な機会を利用して自らの防犯意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

また、市の実施する施策についても協力・連携するよう努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、所有・管理する土地・建物を適正に管理し、必要な防犯設備の設置に努め、事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等の安全確保のため、 従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。

また、地域の一員として、地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

3 今後の取組

基本方針1 市民自らの防犯意識を高める

「自らの地域の安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯や犯罪に遭わないための 知識の向上を目指します。

(1) 防犯意識を高める広報啓発

防犯意識を高めるため、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報及び啓発活動を 実施することで、犯罪被害の未然防止及び減少に取り組みます。

取 組	内容
消費者被害防止に関する啓	国の消費者月間(5月)と、県の消費者被害防止月間
発	(12月) に合わせ、浜松駅前等で街頭キャンペーンを実施し
	ます。また、市役所ロビーでパネル展示、啓発資料の配布
	(5月、12月)を実施します。
身の回りの安全点検の実施	自転車のツーロックや家屋の二重施錠、照明設備の設置など
促進	市民自らができる防犯対策を実施していくよう、防犯協会など
	他団体と連携しながら啓発に努めていきます。
暴力団排除に向けた活動	自治会をはじめ、警察や防犯協会などの関係団体と連携し、
	反社会的勢力には屈しないという強い住民意識の高揚を図り
	ます。
	【主な暴力追放市民大会】
	○暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会
	○北区安全・安心まちづくりの集い
	○庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会
薬物乱用防止に関する啓発	市民大会の開催や県と連携・協力により薬物乱用防止対策を
	実施していきます。

(2) 防犯力を高める情報発信

不審者情報などを発信することで、犯罪の未然防止に取り組みます。

取 組	内 容
浜松市防災ホッとメール	市民がいち早く犯罪に関する情報を得ることによって自身
	の身の安全を図るため、各警察署(防犯協会)から不審者情報
	等を配信します。

(3) 防犯力を高める教育

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取 組	内 容
出前講座	悪質商法等の被害にあわないよう、悪質商法の手口とその対
	処法、クーリングオフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施しま
	す。
防犯教室	防犯協会等と連携し、自治会、敬老会など各種会合において、
	防犯講話を実施し犯罪被害防止と防犯意識の高揚を図ります。

基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる

防犯活動は、地域の状況に合わせて継続的かつ恒常的に行うことが重要です。市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域の活動に参加することにより地域コミュニティが生まれます。

また、地域活動の支援及び警察署等の連携を図るなかで、情報の共有を進めます。

(1) 地域における防犯活動の支援

取 組	内 容
地区安全会議	地区安全会議は、自治会連合会を中心に構成される団体で、
	市内55団体が設立されています。
	設立時に必要な物品を貸与するとともに、設立後も必要な物
	品を貸与し、継続的に支援します。
	また、毎年、意見交換会を開催し、活動事例を紹介するなど
	の情報提供を行い、各団体が地域の状況に応じて活動が展開で
	きるよう支援します。
まちなか防犯協議会	地元自治会、商店会等により構成されるまちなか防犯協議会
	を運営主体としたまちなか防犯センターを設置し、見守り活動
	を行います。
	また、有楽街にある「まちなか防犯センター」の運営を支援
	します。
防犯協会	防犯協会は、警察署ごとに設置され、地域安全推進員ととも
	に防犯活動の推進等を行っています。
	また、警察署と連携し、防犯教室を開催しています。これら
	の防犯協会の活動を支援します。

(2) 地域の安全を見守る活動の強化

街頭犯罪を抑止するためパトロール活動を実施するとともに、子ども、女性、高齢者等を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止につながる活動に取り組みます。

取 組	内 容
青色防犯パトロール	地域の犯罪発生を抑制するため、地域安全推進協議会、防犯
(通称:青パト)	協会、青少年健全育成会、市その他防犯ボランティア団体によ
	り、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施し
	ます。
市職員による青パト	犯罪者を寄りつきにくくするため、公用車での青パトを実施
	します。
はままつあんしんネットワ	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、日常生活に不
ーク	安を抱える高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活で
	きるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守
	り及び支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づく
	りに取り組んでいます。
暴力追放推進員	暴力追放思想の普及宣伝に努めるとともに、暴力団関係の情
	報を収集したときは、警察署等に通報します。
ごみ・資源物の持ち去り取	ごみ・資源物の持ち去り行為に対して罰則規定を設け、警察
り締まり	OBの職員2人により、早朝の時間帯から市民の通報等に基づ
	き、持ち去り行為が発生している場所を重点的にパトロールす
	るなど、条例に基づく取り締まりを実施します。

(3)協働による連携体制の充実

関係機関との連携体制を整備し、情報の共有や合同事業の実施、防犯対策に係る情報 提供など関係機関と一体となった防犯活動に取り組みます。

取 組	内 容
市警察部との連絡会議	市警察部と市で連絡会議を行います。双方の意見、要望をま
	とめ協議をしていくことで、より連携を深めていきます。
防犯協会担当者会議	防犯協会の活動内容及び各警察署の情勢について情報交換を
	行います。

基本方針3 子どもの安全の確保

子どもが犯罪に巻き込まれないためには、保護者や学校、地域の皆さんが連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

学校や家庭での防犯教育の充実や地域住民による登下校時の見守り活動、学校施設や 通学路の安全点検及び危険箇所の改善に向けて環境整備を推進します。

(1)地域と一体となった子どもの見守り

取 組	内 容
浜松市子供安全ネットワー	「浜松市ささえあいポイント事業」に登録しているボランテ
ク推進事業	ィア意欲の高い元気な高齢者等に対し、子どもの見守り活動の
	ためタスキと名札を配付し、「ながら見守り」を実施します。
	また、子どもの登下校時の見守りに賛同いただける事業者に
	協力を仰ぎ、ステッカーを貼った社用車、バイク等での業務時
	間内における見守りによる不審者発生の抑止を図ります。
ひとりひとりにいい声掛け	日常的なあいさつを通して「大人が子どもたちを見守ってい
デー	る」という社会環境を作ります。
	青少年健全育成会連絡協議会が地域の皆さんとともに、毎年
	11月11日を市内統一の声掛け活動日として実施します。
青少年補導活動	各健全育成から推薦された育成指導員で、補導を行います。
	<浜松駅周辺>
	中心繁華街である駅周辺部における効果的な補導活動の実施に
	より、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、
	声掛けを行い、適切に指導するとともに、有害な環境の排除に
	努めることを目的とします。
	<地区補導>
	各健全育成会における効果的な補導活動の実施により、不良化
	したり非行化したりする青少年をいち早く発見し、声掛けを行
	い、地域の子供は地域で育てることを基本にすえ、適切に指導
	するとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。
	<特別補導>
	浜松まつり等の祭典開催時、夏季・冬季の一斉的な補導活動の
	実施により、不良化したり非行化したりする青少年をいち早く
	発見し、声掛けを行い、適切に指導するとともに、有害な環境
	の排除に努めることを目的とします。

取 組	内 容
不審者情報の提供	不審者が現れた場合や凶悪な事件が発生した場合に、幼・保・
	小・中学校及び警察等で連携して情報の共有を行います。

(2) 子どもの安全に配慮した環境整備

登下校時の子どもたちの安全確保のため、通学路の安全点検及び防犯対策を行います。

取 組	内 容
こども110番の家	子どもが犯罪に遭ったときや危険を感じて助けを求めるとき
	などは、身近に逃げ込める場所が必要です。
	民家や店舗、事業所などの協力により、緊急避難場所として
	「こども110番の家」を設置します。
	また、子どもが避難してきたときは、警察への通報や自宅へ
	の連絡等を行います。
通学路の安全対策	学校等への現地調査、ヒアリング等を通じて通学路の危険箇
	所等の整備に努めます。
社会環境実態調査	有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く
	社会環境が大きく変化しているため、その実態を把握し、今後
	の青少年施策の基礎資料とするための調査を実施します。調査
	内容は、コンビニエンスストアやカラオケ店、ゲームセンター
	や漫画喫茶等、市内の店舗を訪問し、有害図書等への販売禁止
	表示の有無や区分陳列状況の確認を行っています。

(3)子どもの防犯力の育成

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取 組	内 容
防犯教室の開催	安全教育を継続的に実施することで、子どもたちが防犯の知
	識を身につけ、安全に避難する方法を理解し、自ら安全な行動
	ができるように努めます。
スクールガード・リーダー	警察OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、小学
の配置	校周辺の巡回活動等を行い、学校やボランティアに対して警備
	のポイントや改善点の指導等を行います。
避難訓練	学校への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施します。

基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる

安全で安心なまちづくりのためには、警察の取り締まりや地域の防犯活動の促進とと もに、犯罪が起きにくい環境を整備することが重要です。

(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備

まちづくりにおいて重要な道路、公園、駐車場等の公共施設について、犯罪抑止に配慮した整備を進めます。

取 組	内 容
防犯に配慮した公園整備及	地元住民等を対象としたワークショップを開催(民意を反映)
び管理	し、安心・安全に配慮した公園整備を推進します。また、植栽
	管理において、見通しの悪い空間ができないように配慮した剪
	定等の維持管理を行います。
狭い道路の拡幅整備事業	見通しのいい生活環境の確保のため、幅員4m未満の道路に
	接した建築敷地において、道路後退用地の寄附に伴う、門、生
	垣、塀等の撤去、あるいは擁壁等の移設により道路拡幅整備工
	事を行います。
放置自転車等防止事業	中心市街地の公共空間を良好な環境として確保するため、悪
	質な放置自転車等を撤去します。
市営自転車等駐輪場の整備	防犯カメラの機能維持のため、レコーダーの更新を随時行っ
	ていくなど犯罪防止に努めます。
防犯点検の実施	公共施設で発生する犯罪を防止するため、犯罪誘発要因を見
	つけ、計画的に必要な防犯対策を講じます。

(2) 市民が行う防犯環境整備への支援

地域においては、防犯灯による夜間の明るさの確保をはじめ、清掃活動や樹木管理など犯罪の起きやすい死角の除去、土地及び建物の適正管理などに努め、犯罪の機会を与えない環境づくりに取り組みます。

取 組	内 容
防犯灯設置維持管理費助成	自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業を支援することによ
事業	り夜間の明るさを確保し犯罪の防止を図ります。
商店街施設整備事業	商店街の振興、美化及び安全の確保を目的に、商業者団体が
	行う商店街への防犯カメラや街路灯などの施設整備を支援しま
	す。

(3) 歓楽街等を対象とした環境改善

取 組	内 容
浜松市客引き行為等の禁止	繁華街の一部に禁止区域を設けて、客引き行為等を規制し市
等に関する条例の制定	民等が安心して通行し、利用することができる快適な生活環境
	の確保を図ります。

基本方針5 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者や家族、遺族等が平穏な生活を営むことができるようにするため、警察や 犯罪被害者支援団体等と連携し、相談の対応や助言、各種情報の提供を行います。

また、再犯の防止を推進し、支援を必要としている犯罪をした人に対し、必要な支援 を実施するため、支援ニーズ、サービス提供者のニーズ把握や、刑事司法関係機関と協 働し、支援策の策定、実施を推進するための体制整備を行います。

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を 奪われます。こうした損害に加え、収入の途絶えなどによって経済的に困窮し、さら に新たな住居の確保や雇用の維持に困難をきたすことも少なくありません。

また、直接的に精神的、身体的及び財産的被害を受けるのみならず、犯罪等の対象になったことや再被害を受けることに対する恐怖や不安からも、精神的及び身体的な被害を受ける恐れがあります。

こうした被害を軽減し、防止するため、警察や犯罪被害者支援センターなどの支援 団体等と協力・連携し、相談及び支援体制の強化を図ります。

取 組	内 容
犯罪被害者等支援総合相談	くらしのセンターに相談窓口を設け、犯罪被害者等からの相
窓口	談に対して、助言や情報の提供を行います。
犯罪被害者等支援庁內連絡	生活保護や市営住宅、児童相談、心のケアなどを担当課と情
調整会議の開催	報を共有し、支援体制の整備及び充実を図ります。
市民への啓発	犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活への配慮の重
	要性等について市民の理解を得るため、県と連携し、犯罪被害
	者週間(毎年11月25日から12月1日まで)において、チ
	ラシの配布等の啓発活動を実施します。
DV(配偶者等からの暴力)	DV被害が潜在化してしまわないよう被害者の早期発見に努
防止・支援	めるとともに、社会的自立に向けた支援を行います。

(2) 再犯防止の推進

高齢者、障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制を構築し、地域福祉として一体的に展開します。

取 組	内 容
再犯防止対策事業の構築	犯罪や非行をした人が、福祉、医療、修学等の必要な支援へ
	と繋がりやすくし、円滑な社会復帰に向けた支援を行います。
	また、市民への理解を得るための啓発活動を行います。

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 21 年 12 月 11 日 浜松市条例第 6 4 号

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の切なる願いである。

おう盛なチャレンジ精神と先人のたゆまぬ努力により、ものづくりを中心とした産業都市として発展してきた浜松市は、新たな文化やゆとりと潤いが感じられる魅力ある都市として、次代に誇りを持って引き継ぐことのできるまちづくりを進めていかなければならない。

しかしながら、現在の少子高齢化、国際化及び情報化の進展に伴う急速な社会情勢の変化は、 市民の生活様式や価値観を多様化させる一方で、地域社会の連携意識と人間関係の希薄化や社 会的な規範意識の低下を招き、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪の発生につながるなど、 市民生活を脅かす大きな要因となっている。

いま、犯罪を防止し、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、警察活動や行政施策のみならず、市民一人一人が防犯意識を高め、地域活動への積極的な参画により、地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念を持って、安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めていくことが重要である。

ここに私たちは、市民の生命、身体及び財産が平穏に保たれることは市民生活の基本である との認識に立ち、浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続け ることを願い、市民一丸となって、その実現に向けて取り組んでいくことを決意し、この条例 を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が一体となって推進するための 基本となる事項について定めることにより、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり 防犯に関する意識の高揚及び自主的な活動、防犯 に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。
 - (2) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び地域において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための総合的な施策を実施する ものとする。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等との緊密な連携を図るとともに、市民

と意見交換等を行い、相互に協力するものとする。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、地域の特性に配慮するとともに、必要な予算上 の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、防犯に関する意識を自ら高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域に おける犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めなけ ればならない。
- 2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、必要な防犯上の措置を講じることにより、事業活動における安全の確保に 自ら努めるとともに、地域の一員として、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくり に関する自主的な活動に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、従業員等の防犯に関する意識を高めるとともに、防犯に関し必要な知識、技術 等を習得させることにより、従業員等の安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう 努めなければならない。

(基本計画の策定等)

- 第6条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行うものとする。
- 3 市は、前2項の規定により基本計画を策定し、又はその見直しを行ったときは、速やかに これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発 活動を行うものとする。

(情報の提供及び支援)

- 第8条 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行う ものに対し、必要な情報の提供を行うものとする。
- 2 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行うもの に対し、その活動のために必要な助言その他必要な支援を行うことができる。

(安全に関する教育の充実)

第9条 学校、保育所その他これらに類するもの(以下「学校等」という。)の管理者は、家庭及び地域社会並びに関係機関等と連携して、生徒、児童及び幼児(以下「生徒等」という。)が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさない教育の充実に努めるものとする。

(学校等の施設内における生徒等の安全確保)

第10条 学校等の設置者及び管理者は、当該学校等の施設内において生徒等の安全を確保するために必要な防犯上の措置を講じるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第11条 通学路(生徒等の通学、通園等の用に供されている道路をいう。以下同じ。)の管理者、通学路の沿道にある土地又は建物の所有者、占有者及び管理者、生徒等の保護者並びに学校等の管理者は、関係機関等と連携し、通学路並びにその沿道にある土地及び建物における防犯上の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅設計時等における助言等)

第12条 市は、市内に住宅を設計し、又は建築しようとする者に対し、当該住宅を防犯に配慮した構造、設備等を有するものとするための助言、情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防犯に配慮した公共施設の整備)

第13条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場その他の公共施設の整備に努めるものとする。

(防犯に配慮した設備等の整備)

- 第14条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、当該土地及び建物において、 不審者等の早期発見及び侵入の未然の防止を図るため、防犯に配慮した設備等の整備に努め るものとする。
- 2 公共の場所を対象として防犯カメラ(防犯を目的として設置される映像機器及びこれに付随する機器をいう。以下同じ。)を設置する者は、個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適正な措置を講じるよう努めるものとする。

(土地及び建物の適正管理)

第15条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、地域の安全及び安心に配慮し、 当該土地及び建物を適正に管理するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等のための施策)

第16条 市は、犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第 2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)が、その受けた被害を回復し、又は軽減 し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う関係団体及び関係 機関等と緊密な連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるも のとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後5年以内ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先) 庁 内 各 局 部 課 長 各附属機関の長 各地方機関の長 警察庁丙生企発第96号 平成26年8月28日 警察庁生活安全局長

「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正について(通達)

犯罪防止に配慮した環境設計活動、すなわち安全・安心まちづくりについては、これまで「安全・安心まちづくり推進要綱の改正について」(平成18年4月20日付け警察庁丙生企発第36号)で示した「安全・安心まちづくり推進要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取組を推進してきたところであるが、この度、要綱を別添のとおり改正することとしたので、各都道府県警察においては都道府県・市町村のまちづくり関係部局等と緊密な連携を図りつつ、安全・安心まちづくりを一層推進されたい。

記

○ 主な改正点等

- (1)「安全・安心まちづくり推進要綱」本文(別添) 安全・安心まちづくりの推進に係る資機材として防犯カメラを追加した。
- (2)「道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」(別添の別紙1) 特に犯罪の多い地区の公共施設等において防犯カメラの設置を推進することが重要で あることのほか、自治会等の地域住民が街頭に設置・管理する防犯カメラに関し警察が必 要な情報提供等を行うことを追加した。
- (3)「共同住宅に係る防犯上の留意事項」(別添の別紙2)

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の取組、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、オートロックシステムが導入された共用玄関に設置されるインターホンについて通話者及び共用玄関の外側の状況を撮影・録画する機能を「共同住宅に係る防犯上の留意事項」の推奨事項に追加した。

第1 「安全・安心まちづくり」の意義

「安全・安心まちづくり」とは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組のことをいう。

これらは、各種社会インフラの整備を伴うこと、地域住民が日常利用する空間における安全対策であること等から、警察のみでその推進を行えるものではなく、都道府県や市町村等の自治体関係部局はもとより、防犯協会、ボランティア、地域住民等と問題意識を共有し、その理解を得て、関係者全体が一丸となって推進することが必要である。

また、推進に当たっては、その地域の特性を尊重するとともに、長期的視点から粘り強く 取り組んでいくことが求められる。

第2 自治体、地域住民、建築業界等と協働した安全・安心まちづくりの推進

我が国の市街地の状況は多様であり、各市街地の特性を踏まえつつ、安全・安心まちづくりを推進することが求められるが、市街地の類型にかかわらず、まちの在り方についてハード面、ソフト面を通じ防犯の観点から問題がないかを調べる防犯診断を行うこと及びまちづくりのための日常的なコミュニティ活動を促進することが重要である。

なお、道路、公園等の個別の施設に着目した取組に当たっては、以下の事項に従って推進 することが求められる。

- 1 道路、公園、駐車場・駐輪場等を対象とした取組
- (1) 道路、公園、駐車場・駐輪場等の構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、住民 参加の促進等

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理を行う自治体関係部局、地域住民等に対し、最近の犯罪の発生状況とともに、犯罪防止のために必要なこれらの施設に係る構造・設備等の整備・改善、防犯設備の整備、地域住民の参加等の意義について説明し、理解を得た上で必要な措置が講じられるよう努めること。

その際、犯罪の発生状況や地域住民の要望等を踏まえ、女性、子ども及び高齢者に対する犯罪等を防止するための対策を早急に講じる必要のある地域又は箇所に重点的に対策を実施すること。

なお、これらの施設が新たに整備される場合だけでなく、既存のものについても、改修時又は植栽の剪定、住民による清掃その他の維持管理の際において可能な措置を講じることを含む趣旨であるので留意すること。

(2) 取組の方法

(1)の取組に当たっては、別紙1「道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」(以下「道路等留意事項」という。)に従って行うこととされたい。

なお、安全・安心まちづくりの推進には、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界

等の理解を得て、これらと協働して取り組むことが必要であるので、関係機関等と十分 に調整し、円滑に実施することができるよう配意すること。

(3) 自治体の「まちづくり計画」への反映

都道府県及び市町村における都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等の策定や道路の新設・改良に際し、自治体関係部局の理解を得て、犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場・駐輪場等の設計や防犯設備の整備等が各種計画に反映されるよう努めること。

2 共同住宅を対象とした取組

(1) 既存の共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備等

犯罪の発生状況、共同住宅の管理者や住民の要望等を踏まえ、犯罪を防止するための 対策を早急に講じる必要のある共同住宅について、自治体関係部局、当該共同住宅の管 理者等の理解を得て、当該共同住宅に係る犯罪を誘発するおそれのある構造・設備の改 善、防犯設備の整備等が図られるよう努めること。

(2) 新たに建築しようとする共同住宅に関する措置

共同住宅の建築に係る自治体関係部局、建築事業者(団体)等に対し、最近の共同住宅における犯罪の発生状況、犯罪防止のために必要な構造・設備及び防犯設備の整備等の必要性について広報啓発活動を行い、これらの者の理解を得て防犯性に優れた共同住宅が建築されるよう努めること。

(3) 取組の方法

(1)及び(2)の取組に当たっては、別紙2の「共同住宅に係る防犯上の留意事項」 及び国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に従って行うこ ととされたい。

なお、安全・安心まちづくりの推進には、自治体関係部局、施設の管理者、関係業界等の理解を得て協働して取り組むことが必要であるので、これら関係機関等と十分に調整し、円滑に実施することができるよう配意すること。

また、共同住宅に係る取組については、構造・設備の改善、防犯設備の整備等による 管理者等の負担に十分配意すること。

第3 資機材の整備等

1 資機材の整備

防犯灯、防犯カメラ、防犯ベル等安全・安心まちづくりの推進に必要な資機材の整備について、必要な措置を講じるよう努めること。

2 担当者の配置

各都道府県警察の実情に応じて可能な限り、自治体関係部局、建築事業者(団体)等関係業界等と連携して安全・安心まちづくりを推進する担当者を警察本部及び警察署に配置すること。

別紙1 道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項

別紙2 共同住宅に係る防犯上の留意事項

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項

第1 通則

1 目的

この留意事項は、まちづくりにおいて重要な位置を占める道路、公園等の公共施設等の整備・管理について防犯上考慮すべき事項を示すことにより、公共施設等の新設・改修に際して犯罪抑止に配慮した環境設計を行い、国民が安全に安心して暮らせる地域社会を創出することを目的とする。

2 具体の適用

この留意事項は、全ての場合において一律に適用する性格のものではない。具体の箇所への適用に当たっては、当該施設及びその周辺地域における犯罪の発生状況、当該施設の利用状況、住民の意向等を考慮に入れつつ、関係者間で密接な連携を取って、重点を置くべき事項や具体的方策を適切に判断すること。その際、地域の実態を把握しておくことが重要であることから、犯罪の発生状況等に係る情報の共有を含め、関係者間で十分な意思疎通と情報交換を図ること。

第2 留意事項

1 道路

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

① 照度

- イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等 により必要な照度(注2)を確保すること。
- ロ 照明が樹木に覆われたり汚損したりすること等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- ハ 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新増設が難しいときには、沿道住民の理解 と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。

② 見通し

イ 道路における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに 配慮して、配置や樹種の選定に当たるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠 のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続して遮らない配置 等を考慮すること。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを 悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等のせん 樹木管理を行うこと。

- ロ 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しの良いもの にすること。
- ハ 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しが良くなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。 角地の隅切りも効果がある。

- ニ 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその 他の防犯設備を設置すること。
- (2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。安全な交通の確保の観点から必要な範囲においてガードレールの設置、道路交通環境の整備等の観点から必要な範囲において植栽の設置その他の適切な方法により接近の制御を図ること。

2 公園

- (1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)
 - ① 照度
 - イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度(注2)を確保すること。
 - ロ 照明が樹木に覆われたり汚損したりすること等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
 - ② 見通し
 - イ 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続して遮らない配置等を考慮すること。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを 悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木 管理を行うこと。

- ロ 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように 配慮する。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、 住宅等からの見通しを確保すること。
- ハ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔及び行動を明確に 識別できる程度以上の照度(注4)を確保すること。

3 駐車場・駐輪場

- (1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)
 - ① 照度
 - イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度(注 2・注5)を確保すること。
 - ロ 照明が汚損すること等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
 - ② 見通し

駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しの良いものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置すること。

(2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

駐車場・駐輪場については、その外周において柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意すること。

4 その他

- (1) 特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進することが重要である。特に公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル(注6)を設置すること。
- (2) 低コストで高い照度を得られる照明設備の開発・導入に努めること。
- (3) 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上(領域性の強化)(注7)
 - ① 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるとの考えに沿って、落書きやゴミの不法投棄への対応等も行うこと。
 - ② 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果に鑑み、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」(注8)等の整備を積極的に行うこと。
 - ③ 問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その 他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に十分配慮しつつ、地域住民及 び地方公共団体等に積極的に提供すること。
 - ④ 地方公共団体や、自治会、商店街等の地域住民による組織が公共施設や公共空間に防犯カメラを設置・管理するに当たっては、地方公共団体、防犯設備の専門家等と協働しつつ、防犯カメラの適正かつ効果的な設置・管理のために必要な情報の提供、助言等を行うこと。
- (注1)多くの人の目(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、 具体的に留意すべき事項を掲げた。
- (注2)「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できること を前提とすると、平均水平面照度(地面又は床面における平均照度。以下同じ。)が おおむね3ルックス以上必要である。
- (注3) 犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を 減少させる。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- (注4)「人の顔及び行動を明確に識別できる」ためには、10 メートル先の人の顔及び行動が明確に識別できることを前提とすると、平均水平面照度がおおむね50 ルックス以上必要である。
- (注5) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500 m以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面10ルックス以上自動車の駐車の用に供する部分の床面2ルックス以上と規定している。

- (注6)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。
- (注7) 住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成 するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活 動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」 と意識させて犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- (注8)周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、 歩道部の幅員を広く取る、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。

共同住宅に係る防犯上の留意事項

第1 通則

1 目的

この留意事項は、共同住宅の新築(建替えを含む。以下同じ。)及び改修の企画・計画を行う際に必要となる住宅の構造、設備等についての防犯上の留意事項を示すことにより、成熟社会に対応した住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この留意事項は、新築される共同住宅及び改修される既存の共同住宅を対象とする。
- (2) この留意事項は、防犯性の向上に係る企画・計画上の配慮事項や具体的な手法等を示すものであり、建築主等に対し、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、飽くまでも建築主等の自発的な対策を促すものである。
- (3) この留意事項に掲げる施設が設置されていない場合には、当該施設に係る記載事項は適用しない。
- (4) この留意事項の適用に当たっては、避難計画等との関係に配慮するとともに、既存の共同住宅においては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の要望等を検討した上で、対応が極めて困難な項目については除外することができるものとする。
- (5) この留意事項は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

第2 留意事項

1 共用部分

- (1) 共用出入口
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 共用玄関は、各住戸と通話可能で通話者及び共用玄関の外側の状況を撮影・録画可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。
 - ウ オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、 扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。
 - エ 共用玄関は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (2) 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる位置又はこれらに近接した位置にあること。

- (3) 共用メールコーナー
 - ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。

- (4) エレベーターホール
 - ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (5) エレベーター
 - アかご内に防犯カメラが設置されたものであること。
 - イ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置 が設置されたものであること。
 - ウ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。
 - エ かご内は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (6) 共用廊下·共用階段
 - ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。
 - イ 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
 - ウ 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。
- (7) 自転車置場・オートバイ置場
 - ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。
 - イ チェーン用バーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。
 - ウー人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (8) 駐車場
 - ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (9) 歩道・車道等の通路
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (10) 児童遊園、広場又は緑地等
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
 - ウ 塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されない死角の原因とならないもので あること。

2 専用部分

- (1) 住戸の玄関扉
 - ア 防犯建物部品等である扉(枠を含む。)及び錠が設置されたものであること。
 - イドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。
- (2) インターホン
 - ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。
 - イ 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を、また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の

外側との間の通話機能を有し、通話者及び共用玄関の外側の状況の撮影・録画機能を 有するものであることが望ましい。

(3) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラス(防犯建物部品等であるウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。)、面格子その他の建具が設置されたものであること。

イ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建 物部品等であるサッシ及びガラスその他の建具が設置されたものであること。

(4) バルコニー

ア 縦桶、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。

イバルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。

- (注1)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10 メートル先の人の 顔、行動が明確に識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面 における平均照度。以下同じ。)がおおむね50 ルクス以上のものをいう。
- (注2)「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10 メートル先の人の顔及び 行動が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね 20 ルクス以上 のものをいう。
- (注3)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等 が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のもの をいう。
- (注4)「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。



浜松市市民部市民生活課

7430-8652

浜松市中区元城町103-2

電話 053-457-2231

FAX 053-452-0291

E-mail simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp